

## 群馬県立女子大学入学試験管理委員会規程

### (設置)

第1条 群馬県立女子大学入学試験管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 文学部入試委員長
- (2) 国際コミュニケーション学部入試委員長
- (3) 文学研究科入試委員長
- (4) 国際コミュニケーション研究科入試委員長
- (5) 文学部選出の教員（役職者を除く） 1人
- (6) 国際コミュニケーション学部選出の教員（役職者を除く） 1人

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 第2条第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

### (審議事項)

第6条 委員会は、入学試験について、大学全体として調整を要する事項について審議する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務)

第8条 委員会に関する事務は、教務係で処理する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から施行する。